

Weekly Report

第 786 号

令和7年3月3日

株式や暗号資産等に係る申告の注意点等

◎上場株式等の取引……特定口座（源泉徴収あり）で確定申告をしない場合、源泉徴収口座の譲渡所得や配当所得等は配偶者控除や扶養控除など各種所得控除を判定する際の「合計所得金額」に含まれません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除などを適用するために確定申告をした場合は譲渡所得等（繰越控除前の金額）が「合計所得金額」に含まれることになります。

なお、NISA口座での譲渡損失はないものとみなされるため、繰越控除や損益通算はできません。

◎FX取引（外国為替証拠金取引）……差金等決済による利益が生じた場合は「先物取引に係る雑所得等」として、一律20.315%の申告分離課税となります。損失が生じた場合は他の「先物取引に係る雑所得等」との損益通算はできます。また、損益通算をしても引ききれない損失がある場合は翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます。

なお、給与所得者（給与収入2千万円以下）の場合、給与・退職所得を除く所得金額が合計20万円超の場合は、確定申告が必要です。

◎暗号資産取引……ビットコインなどの暗号資産の売却や使用などにより生じた損益は原則として「雑所得（その他雑所得）」として取扱われ、損失が生じた場合でも他の所得との損益通算はできません。ただし、その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超えており、取引に係る帳簿書類の保存がある場合は原則として「事業所得」に区分されます（営利性や反復継続性など総合的に判断）。

FXと同様に給与所得者は給与等以外の所得が合計20万円超の場合、確定申告が必要です。

採用や退職があった場合の社保の取扱い

従業員の採用や退職等があった場合は、社会保険（厚年・健保）の「被保険者資格取得届」や「被保険者資格喪失届」を5日以内に提出します。

また、社会保険料は月単位で計算されるため、月の途中で採用等した場合でも被保険者資格を取得した日の属する月から1ヶ月分の保険料を納めることになります。

退職等により被保険者資格を喪失する場合は、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありませんが、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月までの保険料を納める必要があります。

★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和6年分の所得税・贈与税の申告・納付期限は3月17日(月)、個人事業者の消費税の申告・納付期限は3月31日(月)です。

※3月は「価格交渉促進月間」です。エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する中、積極的に価格交渉・価格転嫁を行い、賃上げ原資を確保することが重要となります。

※1日～7日は「春季全国火災予防運動」です。

※年度末は売掛金など債権回収の好機です。完全回収に取り組み資金繰りの改善に努めます。